

令和4年12月1日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和4年第4回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 89 号	令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 10 号） － 補正予算書 1 ページ－
議案第 90 号	令和 4 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号） － 補正予算書 9 ページ－
議案第 91 号	令和 4 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） － 補正予算書 13 ページ－
議案第 92 号	令和 4 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 4 号） － 補正予算書 15 ページ－
議案第 93 号	令和 4 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 2 号） － 補正予算書 17 ページ－
議案第 94 号	令和 4 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 3 号） － 補正予算書 19 ページ－
議案第 95 号	杵築市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について － 議案書 4 ページ－
議案第 96 号	杵築市印鑑条例の一部改正について － 議案書 44 ページ－
議案第 97 号	杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について － 議案書 46 ページ－

- 議案第 98 号 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部
改正について - 議案書 48 ページ -
- 議案第 99 号 杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正につ
いて - 議案書 50 ページ -
- 議案第 100 号 杵築市子ども医療費の助成に関する条例の一部改
正について - 議案書 59 ページ -
- 議案第 101 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 議案書 62 ページ -
- 議案第 102 号 杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の
指定について - 議案書 64 ページ -
- 議案第 103 号 杵築市上地区交流拠点施設の指定管理者の指定に
ついて - 議案書 66 ページ -
- 議案第 104 号 農村文化体験交流館すずめの楽（がっ）校の指定
管理者の指定について - 議案書 68 ページ -
- 議案第 105 号 杵築ふるさと産業館の指定管理者の指定について
- 議案書 70 ページ -
- 議案第 106 号 杵築市観光交流センターの指定管理者の指定につ
いて - 議案書 72 ページ -

議案第107号 大田ふるさと茶屋「夢のぼり」の指定管理者の指定について
－ 議案書 74 ページ －

議案第108号 風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定について
－ 議案書 76 ページ －

議案第109号 市道の路線廃止及び路線認定について
－ 議案書 78 ページ －

議案第 95 号

杵築市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(杵築市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の定年等に関する条例（平成17年杵築市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年（第2条～第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等（第6条～第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年

第3条及び第4条を次のように改める。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、市立病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢70年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

（管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（第3条第2項に規定する職を除く。）とする。

- （1） 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号。以下「給与条例」という。）第22条、杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）第4条又は杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平

成 2 3 年杵築市条例第 1 3 号) 第 7 条に規定する管理
職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として
規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第 7 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限
年齢は、年齢 6 0 年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職
への降任等 (以下この章において「他の職への降任等」とい
う。) を行うに当たっては、法第 1 3 条、第 1 5 条、第 2 3
条の 3、第 2 7 条第 1 項及び第 5 6 条に定めるもののほか、
次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務
経験等に基づき、降任又は転任 (降給を伴う転任に限
る。) (以下この条及び第 1 0 条において「降任等」
という。) をしようとする職の属する職務の級の標準
的な職に係る法第 1 5 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する
標準職務遂行能力 (次条第 3 項において「標準職務遂
行能力」という。) 及び当該降任等をしようとする職
についての適性を有すると認められる職に、降任等を
すること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督
職以外の職のうちできる限り上位の職務の級に属する
職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員
が占めていた管理監督職が属する職務の級より上位の
職務の級に属する管理監督職を占める職員 (以下この

号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職務の級と同じ職務の級又は当該職務の級より下位の職務の級に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職務の級の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転

任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、

短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杵築市条例第 号）第1条の規定による改正前の杵築市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例

」という。) 第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び旧条例第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく分類に従い、任命権者が決定する。

第7条第8項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条第2項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第24条第3項及び第27条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の見出し中「特定の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第11条から第13条まで」を「第7条及び第11条から第13条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 1 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
 - （2） 杵築市職員の定年等に関する条例（平成17年杵築市条例第24号。以下この項において「定年等に関する条例」という。）第3条第2項に規定する職員
 - （3） 定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - （4） 定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- 1 5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員

のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であって、附則第15項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、同項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上

必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、附則第15項、第16項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第27条第4項において準用する場合及び杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項（第27条第4項において準用する場合及び杵築市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	給料の月額	給料の月額と附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額
--	-------	--

20 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を
「

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

」

に改める。

（杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項」を「第22条の4第1項」に、「〔再任用職員〕という。）で同法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「〔定年前再任用短時間勤務職員〕という。）」に改める。

第17条第2項中「その3歳に満たない子」を「その小学校就学の始期に達するまでの子」に、「）又は」を「）、」に、「日常生活を営むのに支障があるもの」を「日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年杵築市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「第14条」を「前条」に、「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項」に改める。

第16条第2項中「その3歳に満たない子」を「その小学校就学の始期に達するまでの子」に、「)又は」を「)、」に改め、「もの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

(杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年杵築市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項」を「第22条の4第1項」に、「「再任用職員」という。)で同法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。

第20条第2項中「)又は」を「)、」に改め、「もの」の次

に「(以下「要介護者」という。)」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

第24条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 杵築市職員の退職手当に関する条例(平成17年杵築市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年杵築市条例第18号)第4条の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「)が18日」を「第16条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(杵築市の休日を定める条例(平成17年杵築市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第16条第2項において「職員みなし日数」という。)」に改め、同条第3項中「法第22条の2第1項第1号」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号」に改め、「及び法第28条の4第1項の規定により採用された者」を削る。

第5条第1項第1号中「法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に、「法第28条の3第1項」を「法第28条の7第1項」に改める。

第6条第1項第1号中「法第28条の2第1項」を「法第2

8条の6第1項」に、「法第28条の3第1項」を「法第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第7条中「15年」を「20年」に改める。

第10条の3の表第10条の2の項読み替える字句の欄中「同条」を「第7条」に改める。

第10条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第11条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第16条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項(この項において読み替える場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第20条第1項第2号中「再任用職員に対する免職処分」を「地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)に対する免職処分」に改め、同項第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職

処分」に改める。

第21条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第23条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第4項を削る。

附則第5項中「第7条まで」の次に「及び附則第12項から第17項まで」を加え、「第5項」を「第4項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「第6条の2」を「第6条の2第1項及び附則第15項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「第6条」の次に「又は附則第13項」を加え、「第5項」を「第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「の同項」を「(同条第3項に規定する者を除く。)の同条第2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

その者に対する第12条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

附則中第12項を第11項とし、附則に次の6項を加える。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者

の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第5条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤務続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は第6条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第13項」とする。

14 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杵築市条例第 号）第1条の規定による改正前の杵築市職員の定年等に関する条例（平成17年杵築市条例第24号）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員

(2) 杵築市職員の定年等に関する条例（平成17年杵築市条例第24号）第3条第2項に規定する職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として任命権者が市長の承認を得て定める職員

15 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）附則第13項の規定による職員の給料月額の設定は、第6条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当

しないものとする。

16 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第7条及び第10条の3の規定の適用については、第7条表以外の部分中「定年退職日」とあるのは「定年（附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）退職日」と、第7条の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）退職日と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

17 当分の間、第5条第1項第3号及び第6条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第7条の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

附則第14項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第14項第1号及び第2号に掲げる職員	65歳

附則第 1 4 項第 3 号に掲げる職員	規則で定める年齢
----------------------	----------

(杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 7 条 杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年杵築市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1 6 時間から 3 2 時間まで」を「1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間まで」に改め、同条第 4 項中「3 2 時間まで」を「3 1 時間まで」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「、短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項中「(短時間勤務職員)」を「(定年前再任用短時間勤務職員)」に改める。

第 5 条第 2 項中「、短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「(短時間勤務職員)」を「(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員)」に改める。

(杵築市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 8 条 杵築市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 7 年杵築市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「とする」を「並びに法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。第 4 条第 1 項において同じ。）とする」に改める。

第 4 条第 1 項中「降任された」を「降任により現に属する職

務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合及び法第28条の2第1項に規定する降給の」に改める。

第5条第2項中「降任」の次に「(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この項において「他の職への降任等」という。)に該当する降任を除く。)」を、「降給」の次に「(他の職への降任等に伴う降給を除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(杵築市職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用を受ける職員に係る特例)

3 杵築市職員の給与に関する条例(平成17年杵築市条例第41号)附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに杵築市職員の給与に関する条例(平成17年杵築市条例第41号)附則第13項の規定による降給とする」とする。

4 第5条第2項の規定は、杵築市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により降給した旨の通知を行うものとする。

(杵築市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第9条 杵築市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年杵築市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」を「その発令の日に受ける給料月額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる

ものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例(平成17年杵築市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 杵築市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 杵築市職員の育児休業等に関する条例(平成17年杵築市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第24号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第10条3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「杵築市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表中「給与条例第7条第2項及び第4項」を「給与条例第7条第2項、第4項及び第5項」に、

「

給与条例第7条 第8項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
給与条例第14 条第2項第2号	短時間勤務 職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
給与条例第17 条第2項	短時間勤務 職員	育児短時間勤務職員

を

「

給与条例第14 条第2項第2号	定年前再任 用短時間勤 務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
給与条例第17 条第2項	定年前再任 用短時間勤 務職員	育児短時間勤務職員

に改める。

第19条中「前2条」を「第17条、第17条の2」に改め

る。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(育児短時間勤務職員についての給与条例附則第13項等の特例)

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第13項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第13項の規定の適用を受ける場合における第19条の規定の適用については、同条中「第17条、第17条の2」とあるのは、「第17条、第17条の2及び附則第3項」とする。

(公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例（平成19年杵築市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 杵築市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職

を占める職員

(杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第13条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年杵築市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(杵築市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 杵築市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年杵築市条例第244号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第15条 杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例(平成23年杵築市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用されたものを除く。以下同じ。)」を削り、「及び地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(杵築市職員定数条例の一部改正)

第16条 杵築市職員定数条例(平成17年杵築市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職員
(杵築市立山香病院定数条例の一部改正)

第17条 杵築市立山香病院定数条例(平成17年杵築市条例第

223号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職員
(杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の
一部改正)

第18条 杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例(平成18年杵築市条例第79号)の一部を次のように改
正する。

附則第2条中「新条例」を「杵築市職員の退職手当に関する
条例」に、「第5項から第7項まで」を「第4項から第6項ま
で」に改める。

(杵築市職員の再任用に関する条例を廃止する条例)

第19条 杵築市職員の再任用に関する条例(平成17年杵築市
条例第22号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(杵築市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置
)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。
)前に第1条の規定による改正前の杵築市職員の定年等に関する
条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2
項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期
限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された
期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来
する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。
)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長

された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の杵築市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下次項から附則第7項まで、第10項及び第11項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項及び第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をさ

れたことがあるもの

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項及び第11

項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。) の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め

ているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

15 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に

係る年齢とする。

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間

勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 2 1 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（杵築市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 2 第2条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第13項及び第15項から第20項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 3 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じ

た額とする。

- 24 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「職員勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第7条の規定による改正後の杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新職員勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を新職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 26 当分の間、新給与条例第24条第3項、第27条第2項及び第28条の規定については、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。
- 27 当分の間、前項に定めるもののほか、新給与条例第14条第2項及び第17条第2項の規定については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。
（杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正

に伴う経過措置)

28 当分の間、第3条の規定による改正後の杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第20条第3項の規定については、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

29 当分の間、前項に定めるもののほか、新企業職員給与条例第2条第1項の規定については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

30 当分の間、第4条の規定による改正後の杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第15条第4項の規定については、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

31 当分の間、第5条の規定による改正後の杵築市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新病院職員給与条例」という。）第24条第3項の規定については、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

32 当分の間、前項に定めるもののほか、新病院職員給与条例第2条第1項の規定については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

33 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の杵築市職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「

職員」という。）」とあるのは、「暫定再任用職員（杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杵築市条例第 号）附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11号の規定により採用された職員をいう。）を除く。以下「職員」という。）」とする。

- 34 当分の間、新退職手当条例第20条第1項、第21条第1項及び第23条第5項の規定については、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 35 当分の間、新職員勤務時間条例の規程については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 36 当分の間、第10条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される杵築市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第4号の規定の適用については、同号中「延長することとされている職員」とあるのは「延長することとされている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杵築市条例第 号）附則第2項の規定により勤務している職員を含む。）」とする。

（杵築市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 37 当分の間、第11条の規定による改正後の杵築市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第2条第2号の規定の適用については、同号中「勤務している職

員」とあるのは「勤務している職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杵築市条例第 号）附則第2項の規定により勤務している職員を含む。第10条第2号において同じ。））」とする。

- 38 当分の間、新育児休業条例第20条第2号及び第21条第1項の規定については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 39 当分の間、第12条の規定による改正後の公益的法人等への杵築市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第4号の規定の適用については、同号中「延長されている職員」とあるのは「延長されている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は杵築市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年杵築市条例第 号）附則第2項の規定により勤務している職員を含む。））」とする。

（杵築市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 40 当分の間、第14条の規定による改正後の杵築市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。

（杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 41 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第

5条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
) に対する第15条の規定による改正後の杵築市病院企業職員の退職手当に関する条例第1条の規定の適用については、同項中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

議案第 96 号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例（平成17年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用し、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、証明書等を交付する機能その他の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和5年3月17日から施行する。

議案第 97 号

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

(杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成17年杵築市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 98 号

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

(杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年
杵築市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.
5」に改める。

第2条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」
に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定
は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市特別職の職員の給与等
に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第5条の規
定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前
の杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 99 号

杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正について

杵築市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職	1	150,300	198,800	234,800	266,400	291,200	319,700	363,500
	2	151,400	200,600	236,400	268,100	293,400	321,900	366,100
	3	152,600	202,400	237,900	269,600	295,500	324,200	368,500
	4	153,700	204,200	239,400	271,400	297,500	326,400	371,100
	5	154,800	205,700	240,700	273,100	299,300	328,600	373,000
	6	155,900	207,500	242,300	274,900	301,300	330,600	375,500
	7	157,100	209,300	243,800	276,700	303,100	332,800	377,800
	8	158,200	211,100	245,300	278,700	304,700	335,000	380,300
	9	159,200	212,700	246,400	280,600	306,600	336,900	382,700

員	10	160,600	214,500	247,900	282,700	308,900	339,100	385,400
	11	161,900	216,300	249,400	284,600	311,100	341,100	388,000
	12	163,200	218,100	250,700	286,500	313,400	343,300	390,700
	13	164,400	219,600	252,200	288,400	315,500	345,200	393,100
	14	165,900	221,400	253,400	290,200	317,600	347,200	395,400
	15	167,400	223,100	254,700	291,700	319,800	349,200	397,600
	16	169,000	224,900	255,900	293,100	321,900	351,200	400,000
	17	170,100	226,500	257,200	294,900	323,800	352,900	401,800
	18	171,500	228,200	258,600	296,900	325,800	354,900	403,800
	19	172,900	229,800	260,000	299,000	327,800	356,700	405,700
	20	174,300	231,300	261,500	301,000	329,800	358,600	407,600
	21	175,600	232,600	263,100	302,900	331,500	360,500	409,500
	22	178,100	234,200	264,800	305,000	333,600	362,400	411,300
	23	180,600	235,800	266,400	307,000	335,600	364,400	413,100
	24	183,100	237,300	268,000	309,100	337,700	366,300	415,000
	25	185,500	238,300	269,800	310,800	339,100	368,300	416,800
	26	187,200	239,800	271,600	312,900	341,000	370,200	418,300
	27	188,800	241,100	273,300	314,900	342,900	372,200	419,800
	28	190,500	242,300	275,000	316,900	344,900	374,200	421,400
	29	192,000	243,500	276,600	318,600	346,500	375,700	423,000
	30	193,700	244,500	278,300	320,600	348,400	377,500	424,300
	31	195,500	245,500	280,100	322,700	350,300	379,300	425,600
	32	197,200	246,500	281,600	324,800	352,100	380,900	426,800
	33	198,800	247,600	282,900	326,000	354,000	382,700	428,000
	34	200,200	248,500	284,600	328,000	355,800	384,100	429,300
	35	201,700	249,400	286,200	329,900	357,600	385,600	430,600
	36	203,200	250,400	287,900	332,000	359,300	387,200	431,800

37	204,500	251,300	289,500	333,900	360,700	388,600	433,000
38	205,800	252,600	291,200	335,800	362,000	389,800	433,800
39	207,000	253,800	293,000	337,800	363,400	391,000	434,600
40	208,300	255,100	294,800	339,700	364,800	392,100	435,400
41	209,600	256,400	296,300	341,600	366,100	393,200	436,000
42	210,900	257,800	298,000	343,500	367,000	394,400	436,700
43	212,200	259,000	299,500	345,400	368,100	395,600	437,400
44	213,500	260,200	301,100	347,300	369,200	396,700	438,100
45	214,600	261,300	302,700	348,800	370,000	397,400	438,900
46	215,900	262,500	304,400	350,200	370,900	398,100	439,700
47	217,200	263,800	306,000	351,700	371,800	398,800	440,100
48	218,500	264,900	307,700	353,200	372,700	399,500	440,800
49	219,600	266,000	308,600	354,800	373,600	400,100	441,300
50	220,700	267,000	310,100	355,600	374,400	400,700	441,700
51	221,700	268,200	311,600	356,800	375,200	401,200	442,100
52	222,700	269,300	313,200	357,800	376,000	401,600	442,500
53	223,700	270,300	314,800	358,700	376,700	402,000	442,900
54	224,600	271,300	316,400	359,800	377,400	402,300	443,300
55	225,500	272,400	318,000	360,700	378,100	402,600	443,700
56	226,400	273,500	319,500	361,800	378,800	402,900	444,000
57	226,700	274,400	321,000	362,700	379,300	403,200	444,300
58	227,500	275,400	322,200	363,400	379,900	403,500	444,700
59	228,200	276,300	323,400	364,100	380,500	403,800	445,000
60	228,900	277,400	324,600	364,800	381,200	404,100	445,300
61	229,600	278,500	325,300	365,200	381,600	404,400	445,600
62	230,400	279,500	326,200	365,800	382,300	404,700	
63	231,100	280,400	327,000	366,500	382,900	405,000	

64	231,700	281,400	327,800	367,200	383,500	405,300	
65	232,300	282,000	328,700	367,500	383,900	405,600	
66	232,900	282,900	329,100	368,200	384,500	405,900	
67	233,500	283,600	329,800	368,900	385,100	406,200	
68	234,200	284,500	330,600	369,600	385,700	406,500	
69	234,900	285,500	331,400	369,900	386,100	406,700	
70	235,500	286,300	332,100	370,500	386,600	407,100	
71	236,000	287,100	332,800	371,200	387,100	407,400	
72	236,700	287,900	333,500	371,800	387,700	407,700	
73	237,400	288,700	334,000	372,100	388,000	407,900	
74	238,000	289,200	334,600	372,700	388,400	408,200	
75	238,600	289,600	335,100	373,400	388,800	408,500	
76	239,100	290,100	335,700	374,000	389,200	408,700	
77	239,700	290,300	336,000	374,400	389,500	408,900	
78	240,400	290,600	336,500	374,900	389,800	409,200	
79	241,100	290,800	336,900	375,500	390,100	409,500	
80	241,600	291,200	337,400	376,000	390,400	409,700	
81	242,100	291,400	337,800	376,500	390,600	409,900	
82	242,700	291,600	338,300	377,100	390,900	410,200	
83	243,300	292,000	338,800	377,600	391,200	410,500	
84	243,800	292,300	339,300	377,900	391,400	410,700	
85	244,300	292,600	339,600	378,300	391,600	410,900	
86	244,900	292,900	340,000	378,800	391,900		
87	245,500	293,200	340,500	379,200	392,200		
88	246,000	293,600	340,900	379,600	392,400		
89	246,500	293,900	341,200	380,000	392,600		
90	247,000	294,300	341,600	380,500	392,900		

91	247,300	294,600	342,100	380,900	393,200		
92	247,700	295,000	342,500	381,300	393,400		
93	248,000	295,200	342,700	381,600	393,600		
94		295,400	343,100	382,100	393,900		
95		295,700	343,600	382,500	394,200		
96		296,100	344,000	382,900	394,400		
97		296,300	344,200	383,200	394,600		
98		296,600	344,700	383,700			
99		297,000	345,100	384,100			
100		297,400	345,400	384,500			
101		297,600	345,700	384,800			
102		297,900	346,100				
103		298,300	346,500				
104		298,600	346,900				
105		298,800	347,400				
106		299,100	347,800				
107		299,500	348,200				
108		299,800	348,600				
109		300,000	349,100				
110		300,400	349,500				
111		300,800	349,800				
112		301,100	350,100				
113		301,300	350,600				
114		301,500					
115		301,800					
116		302,200					
117		302,400					

118		302,600					
119		302,900					
120		303,200					
121		303,600					
122		303,800					
123		304,100					
124		304,400					
125		304,700					
再任用 職員	188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 杵築市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	376,600
2	422,700
3	472,800
4	533,900

5	609,000
6	711,100
7	831,300

第10条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杵築市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第27条第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第10条第2項は、令和4年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の杵築市職員の給与に関する条例又は改正前の杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第100号

杵築市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正
について

杵築市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

杵築市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年杵築市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同条第9号中「未就学児に係る入院及び通院並びに小中学生」を「子ども」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号ウ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 高校生等 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条に次の2号を加える。

- (4) 子どもが就職（保護者の扶養から外れている場合に限る。）をしていないこと。
(5) 子どもが婚姻をしていないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の杵築市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による受給資格者証の交付の手續及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日

」という。) 前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、施行日前に受けた保険給付に係る助成は、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに、改正前の杵築市子ども医療費の助成に関する条例の規定により交付された未就学児に係る受給資格者証は、当該受給資格者証の有効期間が満了するまでは、新条例の相当規定により交付された受給資格者証とみなす。

議案第 101 号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により大分県知事から次のとおりの公有水面埋立てに関し意見を求められたので、異議のない旨を陳述するため、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 出願人
大分県

- 2 埋立区域
大分県杵築市大字片野字三月田 1 1 5 0 番地 3 2 2 に接する無番地の地先公有水面

- 3 埋立区域の面積
1, 6 4 2. 2 8 平方メートル

- 4 埋立地の用途
物揚場

議案第102号

杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市ケーブルネットワーク施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市ケーブルネットワーク施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人 杵築市総合振興センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1
- 4 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第103号

杵築市上地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市上地区交流拠点施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市上地区交流拠点施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 上村の里
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字久木野尾 3 7 9 2 番地 1
- 4 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第104号

農村文化体験交流館すずめの楽（がっ）校の指定管
理者の指定について

次のとおり農村文化体験交流館すずめの楽（がっ）校の指定管
理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第6
7号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
農村文化体験交流館すずめの楽（がっ）校
- 2 指定管理者となる団体の名称
小野の里活性化協議会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大田小野 2 5 2 3 番地 1
- 4 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第105号

杵築ふるさと産業館の指定管理者の指定について

次のとおり杵築ふるさと産業館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築ふるさと産業館
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人 杵築市総合振興センター
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1
- 4 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第106号

杵築市観光交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり杵築市観光交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市観光交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社 千咲
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大字杵築398番地1
- 4 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第107号

大田ふるさと茶屋「夢のぼり」の指定管理者の指定
について

次のとおり大田ふるさと茶屋「夢のぼり」の指定管理者を指定
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2
44条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
大田ふるさと茶屋「夢のぼり」
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社 夢のぼり工房
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大田白木原1383番地1
- 4 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第108号

風の郷パークゴルフ場の指定管理者の指定について

次のとおり風の郷パークゴルフ場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
風の郷パークゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
杵築市パークゴルフ協会
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字倉成3226番地1
- 4 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 109 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 4 年 12 月 1 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
一本松線	523.0	2.0～ 6.0	杵築市山香町大字野原字小鳥 2910 番 3 地先 杵築市山香町大字野原字一本松 2511 番 1 地先	

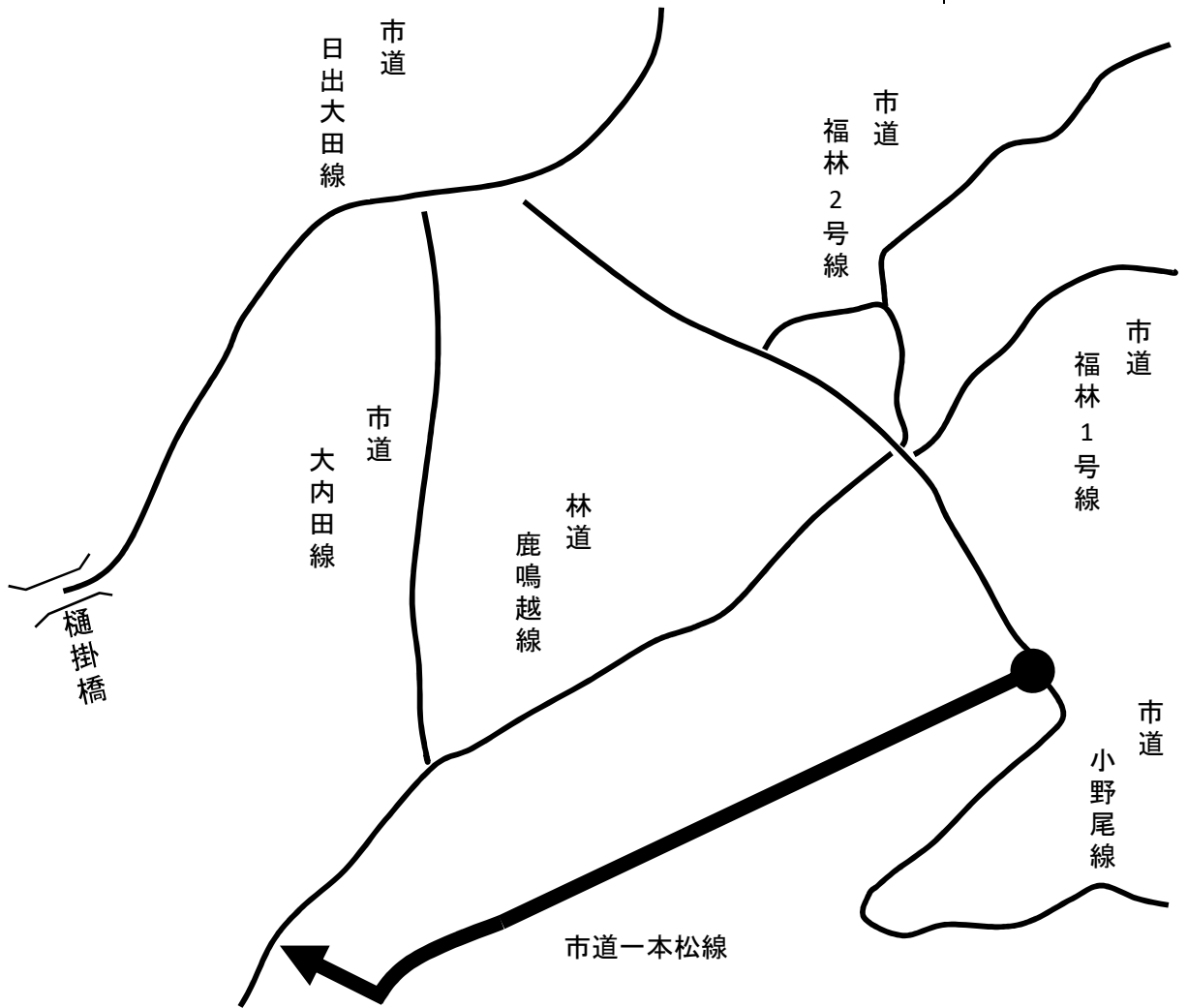
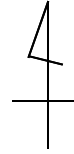
2 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
一本松線	156.0	2.5～ 6.0	杵築市山香町大字野原字一本松 2511 番 1 地先 杵築市山香町大字野原字鏡塚 2957 番 地先	

廃止

いっぽんまつせん
一本松線

L = 523.0m
W = 2.0m ~ 6.0m



認定

いっぽんまつせん
一本松線

L = 156.0m
W = 2.5m ~ 6.0m

